興課及び国際・環境課」を「海洋・環境課」に改め、同条第六項第一号中「振興課及び国際・環境課並びに」を「海洋・環境課及び」に改め、同項第三号中「振興課」を「海洋・環境課」に改め、同条第八項第二号中「振興課及び国際・環境課」を「海洋・環境課」に改め、同条第九項を削り、同条第十項中「振興課」を「海洋・環境課」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とする。

第百十四条の見出しを「（海洋利用開発室及び港湾環境政策室並びに環境情報調査官）」に改め、同条第一項中「国際・環境課」を「海洋・環境課」に、「港湾環境政策室及び国際企画室並びに環境情報調査官一人及び国際調整官二人」を「海洋利用開発室及び港湾環境政策室並びに環境情報調査官一人」に改め、同条中第四項及び第五項を削り、第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　海洋利用開発室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾に係る事務で海洋に関する基本的な計画に関するものに関すること。

二　レクリエーション港湾の整備、利用及び保全に関する計画に関すること（海岸・防災課及び港湾環境政策室の所掌に属するものを除く。）。

三　レクリエーション港湾の整備及び保全に関する事業の事業計画に関すること（海岸・防災課及び港湾環境政策室の所掌に属するものを除く。）。

四　港湾内の低潮線保全区域における低潮線の保全に関すること。

五　特定離島港湾施設（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第八条に規定する特定離島港湾施設をいう。第四項及び第百十五条第二項において同じ。）の存する港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること。

3　海洋利用開発室に、室長を置く。

第百十四条第六項中「国際・環境課」を「海洋・環境課」に改め、同条第七項を削る。

第百十五条の見出しを「（災害対策室及び危機管理室並びに海岸・防災企画官、災害査定官及び港湾保安管理官）」に改め、同条第一項中「災害対策室」の下に「及び危機管理室」を加え、「及び」を「、」に改め、「以内」の下に「及び港湾保安管理官三人以内」を加え、同条第二項中「港湾を除く。第五項」を「港湾を除く。第四項及び第七項」に、「鉱害を含む。第五項」を「鉱害を含む。第七項」に改め、同条中第七項を第九項とし、第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4　危機管理室は、港湾等に関する危機管理に関する事務（災害対策室及び港湾保安管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　危機管理室に、室長を置く。

第百十五条に次の三項を加える。

10　港湾保安管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　港湾の保安の確保に関する評価及び監査並びにこれらに基づく指導に関すること。

二　港湾の保安の確保に関する重要事項についての関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

11　港湾保安管理官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席港湾保安管理官とする。

12　首席港湾保安管理官は、港湾保安管理官の所掌に属する事務を統括する。

第百十九条の見出し及び同条第一項中「空港運営調整室」を「空港経営改革推進室」に、「空港経営企画調整官」を「空港運営権企画調整官」に改め、同条第二項中「空港運営調整室」を「空港経営改革推進室」に、「関する事務のうち、空港等の利用者の便益の増進に関することその他の空港等の運営に関する調整」を「おける民間の能力の活用の推進」に、「空港経営企画調整官」を「空港運営権企画調整官」に改め、同条第三項中「空港運営調整室」を「空港経営改革推進室」に改め、同条第六項中「空港経営企画調整官は、空港の経営に関する政策」を「空港運営権企画調整官は、命を受けて、空港等に係る公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。）の設定に関する重要事項について」に改める。

第百二十二条の見出し及び同条第一項中「成田国際空港整備推進調整室」を「成田国際空港企画室」に改め、同条第二項中「成田国際空港整備推進調整室」を「成田国際空港企画室」に、「整備の推進」を「管理」に改め、「事務」の下に「（安全部並びに空港施設課及び環境・地域振興課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第三項中「成田国際空港整備推進調整室」を「成田国際空港企画室」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十七号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十四条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第二項中「、室蘭開発建設部及び」を「及び」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十八号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、気象庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　　国土交通大臣　前田　武志

気象庁組織規則の一部を改正する省令

気象庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三の見出しを「（航空気象業務監督官）」に改め、同条第一項中「航空気象品質管理推進官」を「航空気象業務監督官一人」に改め、同条第二項中「航空気象業務監督官」を「航空気象品質管理推進官」に、「の品質の管理に関する企画及び立案並びに推進」を「に関する国際的な基準に基づく措置の実施に関する監査及び指導」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○国土交通省環境省令第一号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）を実施するため、浄化槽設備士に係る講習等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　　国土交通大臣　前田　武志
　　環境大臣　細野　豪志

浄化槽設備士に係る講習等に関する省令の一部を改正する省令

浄化槽設備士に係る講習等に関する省令（平成十三年国土交通省環境省令第四号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中「財団法人日本環境整備教育センター（昭和五十五年二月十五日に財団法人日本環境整備教育センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。）」を「公益財団法人日本環境整備教育センター」に改める。

第十四条の表中「財団法人日本環境整備教育センター」を「公益財団法人日本環境整備教育センター」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。